

指針対象物質において使用すべき保護具(案)

○スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン

	推奨されるもの及び留意事項	規格
呼吸用保護具	送気マスク、有機ガス用防毒マスク ※作業環境中の濃度や作業時間を考慮して適切なものを選択すること。 ※常温で液体であり、特徴的な臭気がある。	防毒マスクの規格(平成2年労働省告示第68号)、JIST8152(防毒マスク)、JIST8153(送気マスク)
保護衣、保護手袋等	※耐透過性、耐浸透性、反発性については、それぞれJIST8115に定める試験の結果から得られた等級を踏まえ、等級ごとに示されている透過時間等を考慮した対応(例:使用時間を記録し、透過時間を経過する前に保護服を交換する。)が望ましい。 なお、当該物質を使用する際に化学防護服、化学防護手袋及び化学防護長靴については、別にJIST8115に定める試験を行うことが望ましい。 また、気密形保護服、密閉型保護服の使用に当たっては、暑熱環境等物理的要因を考慮し、適切な対応を取ることが必要である。 ※経皮吸収による健康障害を防止するため、保護衣、保護手袋等を確実に使用すること。	JIST8115(化学防護服)、JIST8116(化学防護手袋)、JIST8117(化学防護長靴)
保護眼鏡	ゴーグル形の使用が望ましい。また、一度破損又は汚染したものは使用しないことが望ましい。	JIST8147(保護めがね)